

調査概要 【亀岡市】

1 市の概要

京都市の西となりに位置する亀岡市は、隣接する京都市と JR 山陰本線・国道 9 号・京都縦貫自動車道などで結ばれ、また大阪府とも隣接しており、京都市へは電車でも車でも約 20 分、大阪市へは約 1 時間と暮らしや経済はもちろん、観光にも便利なまち。

京阪神都市圏とのすぐれたアクセスと、豊かな緑につつまれた快適な生活空間を有する亀岡市は着実な人口増加を続け、現在は京都府内 3 位の人口を有する元気なまち。

豊かな自然が育んだきれいな地下水を水源とする亀岡市の水道水は、厚生省の「おいしい水研究会」で「おいしい水道水」に選ばれました。（人口 5 万人以上の都市で、京都府では亀岡市だけです）亀岡市は美しい自然とおいしい水のある健康のまち。

京都・嵯峨からの観光トロッコ列車や、嵐山へ急流を一気に下る保津川下りのどきどき「ホット」はもちろん、京都の奥座敷としての湯の花温泉での「ほっと」もあるまちです。また、1 年を通じて、多彩なイベントやにぎやかで華麗なお祭りが行われる。

京都府内最大の農地を有する亀岡市は、京に都が置かれる以前の奈良時代から豊穡の地として注目され、丹波国分寺・国分尼寺が置かれた。

また、足利尊氏や明智光秀は丹波・亀岡の地から動き、日本の歴史を変えていくところでもある。

亀岡市は、古都・京都よりも歴史が古く、また歴史の変革期に動いたまち。

（亀岡市ホームページより）



2 調査事項

議会改革について

3 調査内容

(1) 取り組みのはじまり

- ・平成 10 年 10 月（第 11 期）～
議会運営委員会「地方分権と市議会の活性化について」を議論
- ・平成 15 年～平成 25 年 2 月（第 13 期～第 15 期）
議会活性化検討委員会を設置
- ・平成 25 年 2 月以降（平成 27 年～第 16 期においても）
議会運営委員会で検討

(2) 特徴的な取り組み

- ・決算審査における事務事業評価の導入（平成 22 年 9 月）
- ・政策研究会制度の導入（平成 25 年 2 月）
- ・議会 Facebook の開設（平成 26 年 4 月）
- ・本会議の休日開催（平成 14 年、22 年、24 年、25 年）

- ・子ども議会の開催（平成 27 年 8 月）
- ・議会の定例記者会見の実施（平成 28 年 3 月）
- ・市議会だよりのアプリ配信（平成 28 年 4 月）
- ・費用弁償の復活（平成 18 年に廃止し、平成 28 年 4 月に復活）
- ・議会基本条例の検証及び見直し（平成 28 年 6 月）
- ・高校生議会の開催（平成 28 年 8 月）

(3) 取り組み内容

- ・決算審査における事務事業評価

① 評価対象事務事業選定（分科会）・通知



② 評価シート（評価資料）の作成（執行機関）



③ 決算分科会評価

- a 評価シートに基づき執行機関説明（目的、成果、手法、今後の方向性）
- b 現地調査の実施
- c 自由討議により、分科会の評価として意思形成を図る
- d 決算に関する提言
- e 附帯決議



④ 全体会として評価



⑤ 改善等対応の報告（次年度予算特別委員会）



⑥ 改善対応の報告を踏まえての予算審査

- ・政策研究会制度の導入

議員 3 名以上で、テーマを決め研究会を結成し、議会運営委員会の承認を受け、活動する。

成果は、議会運営委員会に報告し、議会運営委員会ではその取り扱いを決定する。

⇒政策提案・提言へ

- ・議会 Facebook

目 的…市民との情報共有、市政の課題に対する意見交換を通じてよりよい議会活動を行う。

管理方法…管理権限は、議長、議会運営委員長、広報広聴会議正副委員長、その他管理権限者が認めた者が有する。

※ソーシャルメディア運用方針、運用ガイドラインを作成

- ・本会議の休日開催

	開催日	傍聴者数	開催理由
日曜議会	平成 14 年 12 月 15 日	74 人	—
土曜議会	平成 22 年 9 月 11 日	59 人	市政施行 55 周年記念
	平成 24 年 3 月 10 日	96 人	議会改革推進特別委員会での検討結果
	平成 25 年 3 月 16 日	25 人	

- ・子ども議会の開催（市議会・市政60周年記念事業）
 - 主 催・・・亀岡市議会
 - 参加者・・・市内18小学校から24人の子ども議員
 - 場 所・・・亀岡市議会本会議場
 - 答弁者・・・亀岡市議会議員
 - 内 容・・・一般質問、自由討議、決議表明、市民憲章唱和等

- ・議会の定例記者会見の実施
 - 日 時・・・毎定例会閉会后、約30分後
 - 場 所・・・議長室（専用バックボードを作成）
 - 参加者・・・正副議長
 - 内 容・・・議決の状況、意見書・決議等の内容、議会報告会のお知らせ等

- ・市議会だよりのアプリ配信
 - 無料アプリ「i広報紙」で「亀岡市議会だよりの」の配信を行い、スマートフォンやタブレット端末で気軽に読むことができる。

- ・費用弁償の復活
 - 交通費に係る実費弁償相当分を費用弁償として復活（平成28年4月1日～）
 - 1kmにつき37円換算

- ・議会基本条例の検証及び見直し
 - ① 検証は、条項ごとに関連する具体的方策、現状の課題等を確認したうえで、A、B、Cの3段階により、各条項の目的達成状況を評価する。
 - ② 評価結果がB、Cとなった条項に関しては、次の区分により今後の方向性を検討する。
[□継続して取り組む・□新たな取り組みを検討・□条項を改正する・□その他]
 - ③ ②により、条例改正の必要があると判断された場合は、改正案の検討を行い、平成28年12月定例会で条例改正を提案する。
 - ④ 新たな取り組みを検討する必要があると判断された場合は、別途、議会活性化検討項目として、現在の取り組み（中期・長期）項目と合わせてその検討を行う。
 - ⑤ 会議規則等関係例規、運用基準及び申し合わせ等の整理を行う。

- ・高校生議会の開催（平成28年8月）
 - 主 催・・・亀岡市議会
 - 参加者・・・市内2高等学校から23人の高校生議員
 - 場 所・・・亀岡市議会本会議場、全員協議会室
 - 答弁者・・・市長等
 - 内 容・・・質問、自由討議、決議表明、表決、意見交換会
 - 目 的・・・選挙権年齢の引き下げにより政治や選挙が身近になった高校生のキャリア教育の機会とする。

4 主な質疑応答等

Q：これまで、何人の方に反問権を行使されたか。

A：あまり多くはないが、当初の基本条例では、反問権ではなく質問の趣旨確認というものであった。ところが、日経グローバルや早稲田大学の議会改革度ランキングを調査しているところへ視察した際、反問権を条例に盛り込まれているかと問われ、議会とは相手の意見もしっかりと受け止め、議論する場であるから反問権を条例に明記すべきと指摘された。反問権が明記されているかどうかはランキングに大きく影響を及ぼすと言われ、直ぐに条例を改正した経緯がある。件数については、平成22年10月から今日まで7件あった。反問権が行使されたときは、質問時間がストップしており、時間の制限もないということになる。反問権を行使された場合、議員はその答弁をうろたえることなく行わなければならないため、一般質問事項の調査を十分行ったうえで質問するようになり、議員の資質は随分向上してきていると思う。

Q：議会報告会の運営方法について、もう少し詳しく教授願いたい。

A：議員24名を3グループに分けて、常任委員会も3つであるので、平均してのグループ分けをしている。そして、1定例会が終了ごとに3会場、亀岡の自治会が23あるので、年間を通して24回となり、大体1巡することになる。2年目からの2巡目からは、議会だよりに基づいて、議決した内容等について説明をし、その後にはわが町トークという形で皆さんのご意見をお聞かせいただく場をつくっている。子育て世代の方とかいろんな年代の方、各種団体と関連に意見交換を行っている。27年度までは、このような形で行ってきたが、28年度からは、それまでの取り組みを踏まえ、議会報告会とわが町トークを分けて開催することとした。議会報告については、予算と決算の審査を中心に年2回を行うことにした。予算の審査に係る報告会を5月に実施しており、23人の参加があった。決算審査の報告会については、11月に開催を予定している。わが町トークについては、自治会から要請があったところへ出向くこととし、その際はテーマを決めていただくこととしている。今現在5つの自治会から要請をいただいております、10月以降に開催する予定で準備を進めている。各種団体とのわが町トークも要請により行うこととしている。

Q：市民からの意見に対するフィードバックはどのようにされているのか。

A：市民からの意見は、まず広報広聴委員会で内容を分類します。市政運営に関すること、議会運営に関すること、広報広聴に関することなど、大まかな区分をしまして、内容に応じて、各常任委員会、議会運営委員会、広報広聴委員会に割り振っている。市政運営に関することは常任委員会での対応となり、議会として調査研究するもの、執行機関へ伝えるもの、議会活動の参考意見とするものなどについて、常任委員会で議論し決めていくこととしている。最終的な結論は議会ホームページに掲載することとしている。また、自治会を通して、それぞれの方へフィードバックしている。

Q：議会報告会の市民の方の反応はどうか。

A：それぞれの自治会でまちまちだが、反応は悪くはないと思っている。

Q：情報公開について、ホームページ上での公開の中に行政視察報告書とあるが、これは、委員会の視察なのか、会派の視察も公開の対象なのか。

政務活動費の支給方法は個人か会派か。公開の対象は収支報告書の一覧までなのか、領収書も公開しているのか。各委員会の会議録についてはインターネットを考えられているのか。決算特別委員会、予算特別委員会は映像をインターネット配信している

が、議論の中でかなり闊達な意見も出ると思うが、そのあたりの取り扱いはどうされているのか。政策研究会制度について、所管の常任委員会との兼ね合いはどうか。

A：まず、情報公開について、常任委員会、会派の視察ともに視察の内容と予算書そして、報告書に領収書を添付して議長に提出することになっている。それらは全て公開の対象としている。公開の方法は、議会図書室にて紙ベースで閲覧できるようにしている。また、常任委員会については、ホームページでも公開している。政務活動費については、個人支給であるが、会派にまとめて先払いしている。亀岡市議会は、月1万5千円なので、政務活動は自腹で行っているところが多い。収支報告書は会派毎に作成し、提出していただいている。その収支報告書と領収書の写しを市役所内の情報コーナーで閲覧できる。領収書の原本は会派で保管することになっている。収支報告書はホームページで公開しているが、領収書までに至っていない。常任委員会の公開については、現在会議録をホームページで見ることができます。インターネットの配信については、設備の関係や議論が制約されることが危惧されることから、常任委員会のインターネット配信はまだ行っていない。決算特別委員会については、事務事業評価などを中心に闊達な議論が交わされている。また、予算特別委員会での当初予算については、議員間討論を踏まえ市長への最終質疑項目をいくつか選び、市長自らから答弁されている。これらについて映像により公開をしているが、過激なやりとりがあるので、生放送ではなく、編集して録画配信をしている。政策研究会については、常任委員会をまたぐ場合に、会派を越えて勉強会を持つというものである。

Q：決算における事務事業評価の流れと予算審査時の自由討議により、最終市長質疑項目の決定について内容及び流れはどうなっているのか。

A：決算審査の結果を次年度の予算に反映させるため、6月議会中に決算特別委員会を設置し、閉会中の継続調査で7月8月に決算特別委員会の分科会を3つの常任委員会を単位として開催し、評価の対象事業の選定を行い、執行部に対象事業を伝え評価資料の作成を求めている。評価資料の提出を受け、その後執行部から評価資料の説明、質疑という流れである。決算特別委員会での事業評価の審査結果を執行部に通知し、次の予算特別委員会の審査時に当初予算に事業評価結果の対応の説明を求め、その後予算審査を行う流れである。また、議会審査における論点の明確化ということで、当初予算では当初予算（案）施策の概要という資料の提出を求めている。決算については決算に関する主要施策報告書という資料をそれぞれ様式を決めて提出を求めている。

Q：議会から予算の修正を出したことはあるか。

A：原案否決、修正案可決したことがある。これは、教育委員会から提出されたパソコンの更新費用で、パソコンの更新時期がきたから全部を更新するという予算であったが、議論の中で更新時期が来たからといって、全部のパソコンが使えなくなったのか。そうでなく使えなくなったパソコンだけを更新すればいいという意見から、その予算を削除し、その分を予備費に振り替えて可決した事例がある。これについては、事業評価で指摘されていたにも関わらず、当初予算に計上してきたもので修正されて当然のものであった。

5 視察状況写真



調査概要 【堺市】

1 市の概要

堺市（さかいし）は、大阪府泉北地域に位置する日本の政令指定都市。

大阪府による地域区分では泉北地域とされるが、市制施行時の堺市域や南河内郡の旧郡域など歴史的に泉北郡ではなかった地域が多く含まれており、他の泉北地域3市1町とは区別されることもある。大阪府内で人口・面積ともに第2の都市であり、人口は2015年4月時点で山梨県・佐賀県・福井県・徳島県・高知県・島根県・鳥取県を上回る。一方、居住人口に比べて昼間人口の割合が低く、大阪市の衛星都市としての特徴も併せ持っている。

大阪平野のやや南を西流する大和川の左岸下流域に位置する。大阪湾に西面し、北は大阪市、北東は松原市、東は羽曳野市、富田林市、南東は大阪狭山市、河内長野市、南西は和泉市、高石市に接している。市内は7つの行政区に分かれ、堺区が北西部に、美原区が東端部に位置する他は、中区・東区・西区・南区・北区と方位による区割となっている。

古代には仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群が築造され、中世には海外交易の拠点として「自由・自治都市」を形成し、わが国の経済、文化の中心地として繁栄してきた。戦後、臨海コンビナートと泉北ニュータウンの造成により、現在の姿に。84万人の人口を有する政令指定都市・堺は、南大阪の中核的都市として、関西の文化・経済を牽引している。

2 調査事項

議会改革について

3 調査内容

堺市議会では、平成23年6月に議会改革推進組織いわゆる「議会力向上会議」が設置され、委員間討議や議員研修、議会報告会の開催・本会議における一問一答制の導入・議員定数や議員報酬の見直しなどの議論を通し、議会基本条例の制定に取り組みされてきた。

この結果、日本経済新聞社による議会改革度調査(2014年)では、813議会中第14位、20政令市中第1位の認定を受けている。また、早稲田大学マニフェスト研究所による議会改革度調査(2015年)では、1,460議会中第7位、20政令市中第1位(3年連続)の認定を受けている。これについては、多様な議会改革、特に議会情報の徹底的な公開に加え、平成21年に市長が交代し、それまでは与党派で占めていた議会が、一転野党派で占めるようになったため、市長と議会が対立する構図となった。このことにより、議案の修正や議員による議案提出がより活発化し、議会改革度ランキングの押し上げにつながったとのことであった。

(1) 特徴的な取り組み

- ・議会力向上会議の設置(平成23年6月)
- ・本会議場での議会報告会の開催(平成25年4月)
- ・請願・陳情者の意見陳述(平成25年11月)
- ・議会の議決事件の拡大(平成25年12月)
- ・議案書のホームページ上での事前公開(平成26年8月)

- ・ 委員間討議の実施（平成 25 年 5 月から試行中）

(2) 取り組み内容

- ・ 議会緑向上会議の設置

地方分権時代にふさわしい議会のあり方について協議し、議会機能の強化や議会の活性化を図るため、各会派から選任された 13 名の議員で組織

- ・ 本会議場での議会報告会の開催

報告会の第 1 部では、決算審議の概要などの議会活動に関する情報を議員が直接、市民に報告、説明。（場所：本会議場）
第 2 部では、6 つの常任委員会の所属議員と参加者がテーマについて自由な意見交換を行う。（委員会室）



- ・ 請願・陳情者の意見陳述

- ① 意見陳述の申し出（本会議初日の 15 日前）
- ② 意見陳述の許可・不許可の決定
- ③ 意見陳述の開催（各常任委員会、最終議運開催時）

- ・ 議会の議決事件の拡大

一般的な基本構想・基本計画の策定及び改廃、姉妹都市又は友好都市の提携及びその提携の解消、都市宣言の制定及び改廃、市民憲章の制定及び改廃に加え、市が当事者となる協定及び提携のうち、市に金銭の負担が見込まれるものの締結、変更及び廃止を議決事件の対象としている。

- ・ 議案書のホームページ上での事前公開
会派絵の説明後、公開

- ・ 委員間討議の実施

- ① 委員間討議の申し出（委員会開催日の 2 日前）

- ② 委員会当日

質疑・質問



必要に応じて、委員間討議⇒論点ごとの委員間討議を通じて、合意できる点がないか討議



討 論



採 決

4 主な質疑応答等

Q：議会力向上会議について、常に議会改革に取り組まれているということですが、内容をもう少し説明していただきたい。2 点目、議会報告会について、年に何回開催されるのか。堺市は 7 つの区があること、48 人の議員のメンバー構成はどのようにされているのか、そして、議場で行うこととなった経緯について、その後の意見交換会

での市民からの意見のフィードバックをどのようにされているのか。3点目、タブレット端末の導入について、検討されているのか。

A：議会力向上会議のメンバー構成は、座長、副座長については議会運営委員会の委員長、副委員長が充ということになっている。委員は各会派から2名を選出し、その2名についてはその会議で結論が出せる方（会派に持ち帰って意見集約はしない）をお願いしているので、議会運営委員会のメンバーが半数以上を占めている。ですから、この会議のいいところはその場で結論が出ることである。余談であるが、若手議員で非常に熱心に議会改革に取り組んでいる方を会派の代表として選んでいるところもある。次に議会報告会について、議会基本条例の中で特に年に何回開催するという具体的な明記はない。議会力向上会議の中で、予算と決算の議会が終わった後にそれぞれ1回の年2回開催しようということになっているが、現状では年2回開催は難しく、現実には決算の議会が終わった後に1回開催している。議会報告会の資料は事務局で作成しており、議員がどんなことを発言したかというところに主眼をおいて作っている。タイトなスケジュールの中で、予算と決算の議会報告会資料を事務局で作るのは難しく、年1回の開催で精一杯というのが現実である。また、堺市の7区へそれぞれ地域に出向いてという意見もあるが、開催場所や出向く議員は誰がいいのかなど、課題も多くあり、地域における議会報告会の開催は現在検討中である。次に市民からいただいた意見の回答方法について、その場で回答できないもの、そして要望が多い。その対応は、現在ワールドカフェ方式を採用しており、各テーブルの司会進行役である議員が最終的にまとめることになる。持ち帰る意見は執行部に橋渡し、執行部から回答するもの、あるいは、議会で検討しなければならないテーマについては、所管する常任委員会で協議する。次にペーパーレス化、事務の効率化のタブレット端末の導入について、パソコンやタブレットなどの携帯端末の議場への持ち込みを許可している。議会として、各議員にタブレット端末を貸与するとかということとはしていない。議員が各自の判断で携帯電話を含む携帯端末を持ち込んでいる。実際、次の質問者が議場に持ち込んだパソコンでいろいろ調べたりしている。問題は、本当に議会に関連のあることを調べているのかが分からない。携帯端末の持ち込みは、あくまでも議会の調査に必要な範囲内で持ち込むことになっている。

Q：議会報告会について、議場を使うということで定員が52名と限られる中、毎回同じ方、いわゆるクレーム的な方が来て発言されるということも想定されるが、定員を上回って応募があった場合には、どのように取り扱うのか。

A：議会報告会の全国的な課題だと思うが、参加者数が減少している。また、参加者が固定化しているという現状がある。第1回目は定員の52名を超える60名近い応募者があり、議員席の52席とその上に傍聴者席が80席あるので、その席で参加された。また、前回では、参加者が30数名と定員を大きく下回ったというのが現状である。今回は第6回目で選挙権年齢引き下げに伴い、市内の高校にもPRチラシを配布したり、市内を走る南海バスの車内広告にも出している。PRチラシも若者向けに作成し、若い世代に多く参加してほしいということが今回の改善点である。

Q：請願・陳情の意見陳述の流れとこれまで何人くらい意見陳述されたか。また、議会としての対応はどうしているのか。

A：請願・陳情の意見陳述の内容をいかに反映し、執行部に伝えるかということですが、執行部も同席し意見陳述を聴いており、意見陳述が終わった後、陳情の審査に入るが、委員が意見陳述の内容や現状、執行部として対応について執行部に質問をする。質問しないケースもある。堺市議会では陳情に対する採決は取っていない。陳情については執行部に善処を要望することにとどめている。一方、執行部は全ての陳情に対し、文書で回答を作り、議会からその回答と委員からの意見を添えて、陳情者に回答している。

Q：会議は全て生中継をしているのか。

A：本会議、委員会全て生中継を行っている。発言の訂正や取り消しがあった場合は、録画中継でその部分を消音処理している。委員会では事務局職員がカメラ操作1人、テロップに1人張り付き、2つの委員会を同時開催しているので、少なくとも4人の職員が張り付くことになるということになり、委員会の日は事務局が空っぽになるという問題もある。

Q：基本条例の条項にある市長等の趣旨確認のための発言について、これまで行使されたことはあるか。

A：議会基本条例の条文を検討する際に、反問権とするべきかという議論があったが、最終的に落ち着いたところは、趣旨確認のための発言であった。実際に会議の中で、副市長が趣旨確認のための発言を行使したことがある。「今の質問の内容について、もう少し詳しく教えてほしい」というような簡単なものであった。市長からは反問権を認めてほしいという強い要望をうけているところであるが、議会というのはそもそも市長が提出した議案を審査して監視してチェックするところなので、本来議員から質問を行い、執行部がそれに答えるというのが議会のスタイルではないかという意見が多くあり、反問権とする条例改正に至っていないところである。

Q：政務活動費の情報公開はどのようにされているのか。

A：政務活動費として支払った領収書をはじめとする支出の根拠となる書類について、1円以上は領収書を添付する義務付けになっており、それらについては市政情報センターという市の資料を置いてあるところで、市の情報公開条例で非公開になっている部分をマスキングしたものをあらかじめ配下している。なので、特に情報公開請求をしなくても誰でも自由に閲覧することができる環境になっている。コピー機も配備してあるので1枚10円でコピーすることもできる。ホームページ上での公開については、8月定例会中の議会運営委員会で今年度分の収支報告書と領収書、市政報告会のチラシの成果物であったり、視察した時の出張報告書など、全ての証拠書類を来年度に入ってからになるがインターネットで公開することを決めたところである。近畿圏の政令市である大阪市、京都市、神戸市、また大阪府議会では全てインターネット公開を行っており、堺市は遅れ気味になっていたがようやく公開することが決まったということである。

5 視察状況写真

